

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年6月4日 午前10時00分 招集
2. 令和3年6月16日 午前10時00分 開議
3. 令和3年6月16日 午前10時47分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	竹原昭典
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第42号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ② 議案第47号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第49号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第41号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ② 議案第42号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ③ 議案第44号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第45号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第46号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第42号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ② 議案第43号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第48号 令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について
- ④ 請願第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日午前 9 時 30 分より一般質問、追加議案の取扱い等につきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

今期一般質問の通告者は 10 名予定されております。したがって、一般質問を 6 月 17 日と 18 日の 2 日間とし、17 日は 6 名まで、18 日は 4 名で行うことに決定いたしました。

次に、執行部より追加議案の提出がありましたので、本日、議案書の配付を行い、18 日、一般質問の後に日程に追加し議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

また、議会活性化特別委員会より、本日、全員協議会の開催の要請がありました。つきましては、本日の議会閉会後に本会議場におきまして全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席のほど、よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 42 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ② 議案第 47 号 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 49 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」他 2 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今から総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和3年第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案3件であります。6月8日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「内牧支所外壁塗装工事に係る面積は。また、塗装部分の耐用年数は10年ぐらいか。」との質疑があり、総務振興係長から、「木質部分の保護塗装がおよそ600平方メートル、残りの部分約1,000平方メートルも建設当時と同様の樹脂塗装を計画しています。支所庁舎は供用開始からおよそ13年が経過しており、今回の工事により、長寿命化につながるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「総合センターの外灯修理が、今回の修繕費に計上されていないが、どのような状況なのか。」との質疑があり、内牧支所長から、「今回の補正予算で総合センターの外灯修理を計上する予定でしたが、本年4月1日から新過疎法が施行され、旧阿蘇町地域も新たに過疎地域の指定を受けたことから、外灯修理については、過疎債の事業対象となるよう計画書を策定し、改めて予算計上していく予定です。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野保健福祉センターの給湯加圧給水ユニット取替工事について、工事に際し、代替機を準備する必要はないのか。また、現在のデイサービスの利用者数は。」との質疑があり、波野支所長から、「給湯加圧給水ユニットは2基のポンプが稼働していることから、交互運転で対応したいと考えています。また、デイサービスセンターの利用者については、登録者は40名ほどであり、1日平均18名前後が利用されています。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「消防車について、坊中地区ではポンプ車から小型動力ポンプ積載車に変更しているが、その理由は。」との質疑があり、政策防災課長から、「昨年、地元から『地域にとってポンプ車より小型ポンプ積載車のほうが活用しやすい』旨の要望があり、変更したものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「更新により不要となった小型動力ポンプや積載車は、どう処分しているのか。」との質疑があり、総務部長から、「小型動力ポンプについては、まず地元にご相談し、地域で利用されない場合は、納入業者に引き取っていただき、廃棄処分しています。また、積載車については、西原村が公売を行った実績もありますので、その状況を踏まえ、財政的に収益になるようであれば検討も必要であると考えています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナのワクチン接種に対する人員体制について、詳細に説明を。」との質疑があり、総務課長補佐から、「新たに設置したコロナワクチン接種対策班は、市民部の中から職員が兼任で班員となり、交代で対応している状況です。」との答弁がありました。さらに、委員より、「急激に感染が拡大した場合に、臨機応変に増員するなどしなければ対応が難しくなると思うが、対処できる体制は取れるのか。」との質疑があり、総務部長から、「財政状況等を考慮すると、新たな職員の雇用は厳しいことから、感染が拡大した場合には、全庁的に部局を超えて併任、兼任で対応せざるを得ないと考えています。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「投票場に消毒液や使い捨てマスクを備え付けるなどの感染症対策は。」との質疑があり、総務係長から、「投票事務、また開票事務において、新型コロナウイルス感染症対策を確実にを行うために投票場でのマスクや消毒液等の設置とともに、定期的な換気・消毒を行うなど、感染症拡大防止に努めます。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「旧阿蘇町が過疎地域に指定されたことを考慮し、今議会以降に予算を組み直すようなことは考えているか。」との質疑があり、財政課長から、「9月定例会において過疎計画を上程する予定ですが、併せて旧阿蘇町の過疎債の対象となる事業については、新規計上や予算の組替えなど財源調整も含めて検討する予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号「令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について」であります。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第49号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」であります。

委員より、「この行政不服審査会の6名の委員の構成は。また、こういった事案が発生したときに申立てが行われているのか。」との質疑があり、総務課長から、「主に熊本市の方々に構成され、審査案件により2つの部会を設けています。第1部会は、弁護士2名と大学教授1名。第2部会は、大学教授1名、医師1名、弁護士1名で、2部会合計6名が構成員になっています。審査案件については、税の賦課徴収に関する決定事項や災害弔慰金の支給決定など、行政の決定事項に関する不服になります。熊本地震以降は、大半が災害弔慰金に関する申立てとなっています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「各自治体から負担金を出していると思うが、阿蘇市の負担額は。」との質疑があり、課長から、「審査案件数に応じて、随時、委員の日当などを案分して負担することになっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 47 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 41 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ② 議案第 42 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ③ 議案第 44 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 45 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑤ 議案第 46 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 41 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」他 4 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和 3 年第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。6 月 9 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 41 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

委員より、「今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で改正されているのか、それとも定期的に改正が行われているものなのか。」との質疑があり、ほけん課長から、「3 年に 1 度、定期的に改正が行われているものでありますが、今回は、感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の作成や研修の実施、訓練等の義務化が設けられたものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「小規模多機能型居宅介護事業所の人員配置基準見直しにより、兼務ができるということだが、詳しい説明を。」との質疑があり、介護保険係長から、「介護老人福祉施設、介護老人保健施設等と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、入居者の処遇や事業所の管理上支障がない場合において、管理者及び介護職員等の兼務が可能とされる改正であります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「アゼリア 21 施設調査業務委託料の 250 万円の詳しい説明を。」との質疑があり、社会体育係長から、「今回の調査業務委託料については、現在、概算で建物改修費用が出ていますが、他に改修方法はないか、また設備機械もかなりの老朽化が見られるので、その設備の早期交換等が必要な箇所を洗い出し、調査することを考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「アゼリア 21 の検討委員会について、住民代表、利用者代表、議会など何名ずつ考えているのか。また早く立ち上げ、結果を出す必要があるが、具体的にいつまでに決めるという計画はあるのか。」との質疑があり、教育部長から、「検討委員会のメン

バーについては、人選中であるため、具体的には各団体何名ということも決めてごさいません。また、いつまでに決定するかについては、調査でいろんな方法、いろんなバリエーションでの復旧の在り方について提案をいただいた後に、検討委員会の皆様にお示しし、協議をしていただくこととなります。事務局としては、なるべく早期に方向性だけでもとの思いはありますが、当然調査に相当の期間を要するため、検討委員会の判断を待つこととなります。」との答弁がありました。さらに、委員より、「少し時間がかかりすぎではないか。」との質疑があり、部長から、「委員会の立ち上げ等については、すぐにでも着手できますが、ただ設計からの提案について時間がかかると思いますので、最終的な結論については、時間を要するものと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「検討委員会に提示する場合は、開設以来の収支や利用状況を踏まえた中で検討すべきではないか。」との質疑があり、部長から、「毎年の維持管理収支は、6,000万円を超える金額のマイナスとなっていますので、検討委員会へは、利用実績、各年度の収支もお示ししながら、公平公正に検討・判断していただけるように考えています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「健康増進施設として、目に見えない医療費の軽減など多大な貢献をしている。そのあたりも検討していただきたい。」との御意見がありました。また、別の委員からも、「教育の一環として多くの合宿等の利用がある。採算が合わない中で、合宿という形で観光課と一緒にジョイントしながら、収益を得る方法も検討委員会で議論していただきたい。」との御意見がありました。

また、別の委員より、「各学校施設の雨漏り工事については、実際雨漏りしているところの予算化なのか。年次計画で行っているのか。」との質疑があり、総務係長から、「各学校からの修繕の要望などが出されていますが、目に見えて応急処置が必要な部分だけを計上しています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「坂梨保育園移転改修工事の事業費総額が2億5,000万円と非常に高いと思うが、外構・建物等の大枠の金額はどれくらいか。」との質疑があり、福祉課長から、「比率でお答えしますと、建物関係が約80%の2億円弱、外構工事が残りの20%程度になります。」との答弁がありました。また、別の委員より、「建物部分の改修は何坪ぐらいになるのか。」との質疑があり、課長から、「改修する保育園の部分は、建物全体1,874平方メートルのうち、876平方メートルを保育園に向けて改修いたします。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第44号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

続きまして、議案第 45 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 46 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 41 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」採決をいたします。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

議案第 41 号については、中身を見ていったら、今現在のユニットについても規制緩和がなされていますので、私は、今後とも介護職員の不足に伴い、やはり大きな負担になってくるということで反対をいたします。ですから、その辺のことを加味されて討議をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 先ほど反対がありましたので、議案第 41 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

次に、議案第 44 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 42 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ② 議案第 43 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 48 号 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 請願第 1 号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

○議長（湯浅正司君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」他 3 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 3 年第 2 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件、

請願 1 件であります。6 月 10 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「仮設団地跡地原形復旧工事として、阿蘇市体育館横の内牧仮設住宅跡地をゲートボール場に復旧することのことだが、体育館の駐車場としても使えるようにできないか。」との質疑があり、住環境課長補佐から、「この工事費を災害救助費の対象とするためには、原形復旧することが条件となることから、教育課とも協議を行い、元のゲートボール場に復旧することになりました。」との答弁がありました。また、別の委員より、「ゲートボール場を駐車場として利用するのであれば、用途変更の協議を進めるなど、曖昧に利用されないことがないよう、適正に管理していくべきである。」との意見がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野地区には、道路を造った際に地籍図が作成されておらず、問題が生じているところがあるが、計上されている地積測量図作成業務委託料の対象地はどこか。」との質疑があり、建設課長から、「基本的には国土調査により地籍図が作成されている地域で、道路拡幅後に未登記となっている部分を作成していきます。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルスの影響に対する支援が届きにくい業種がたくさんある。行政はその把握に努め、支援していくべきではないか。」との質疑があり、観光課長から、「夜の営業に関連する業種が非常に疲弊していますので、平日誘客促進キャンペーン事業補助金により、宿泊客のアルコールを含む飲食を割り引くことで、夜の街での消費を促します。また、国や県の支援対象とならない 50 名以上の団体を受け入れる観光施設等が行う感染症対策に対し、団体旅行感染症対策支援事業補助金として市独自の支援を行います。」との答弁がありました。また、別の委員より、「新型コロナウイルス対策の給付金や支援金の支給が遅いとの情報がある。国や県の動きに関する情報の収集を徹底し、市民につないでほしい。また、末端の自治体である阿蘇市として、支援が届きにくい業種にも手を差し伸べるような、温かみのある仕事を期待する。」との意見がありました。

また、別の委員より、「ASO観光復興加速化委員会への負担金が計上されているが、この委員会の事務局は熊本県が担っているのか。また活動の内容は。」との質疑があり、課長から、「事務局は、阿蘇市、南阿蘇村、南小国町の観光協会が連携して行っています。活動としましては、タイ王国へのプロモーション、7 市町村に設置した雲海ライブカメラの映像配信、映画上映前のCM放映、県外でのイベント活動等を行っています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「農業振興地域整備計画策定業務委託に伴い、本計画の新たな運用開始はいつになるのか。」との質疑があり、農政課長から、「今回、本年度から令和 5 年度までの 3 か年

をかけて計画の全体見直しを行う予定です。まず、今年度は計画策定の基礎となる土地利用状況や所有者、地番等の情報をデータベース化する作業を行います。令和5年度までに計画を確定し、令和6年度から新しい農業振興地域整備計画に基づいた農業政策に取り組むこととなります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地域材利用公衆トイレ改修工事の施工箇所は。」との質疑があり、農政課長から、「はな阿蘇美敷地内の阿蘇市観光協会に併設されているトイレです。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「公共施設コロナウイルス対策衛生機器を購入する予算が計上されているが、検温器の購入は計画されているか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「オゾンウイルスを除去できるとの科学的根拠がありますので、今回はオゾン発生器を整備する計画です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「移住体験ツアー事業委託料による移住促進の方策は。」との質疑があり、地域振興係長から、「この事業は、既に移住して来られた方々からのご意見を参考に、より多くの移住希望者が阿蘇市を訪れるよう新たに実施する事業です。自分の車で阿蘇市にお越しいただき、ツアーのお世話をする者が別の車で市内を案内することで、コロナ対策が行えると同時に、車やバイクがなければ動けない阿蘇市の住環境をより実感していただけるものとなっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号「令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「公共工事に伴う水道管の布設替工事は、老朽管の改修のための工事なのか。」との質疑があり、水道課長から、「工事箇所については、建設課や下水道課、県などの公共工事に伴う布設替工事に加え、泥吐き弁の設置や漏水が多い箇所での工事も複数予定しています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「漏水が多い箇所は、市内で何か所ぐらい把握しているか。」との質疑があり、課長から、「有収率の目標を85%としています。現状は75%を切っており、地表面に出てこない漏水が非常に多い状況です。明確な漏水箇所は把握できていませんが、地域住民からの漏水通報などにより随時修理を行っています。今後は、予算を確保し漏水の多い路線の絞り込みを進めていく予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第1号「新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願」であります。

議会事務局長から趣旨説明の後、担当課の意見を求め、農政課長から、「阿蘇地域では米

の在庫を抱えている状況にはなく、県産のコシヒカリの単価は前年度よりも上がっています。阿蘇の米は減農薬で安心・安全な生産を行っており、阿蘇ブランドとしても定着していることから、市場的にも強い存在となっています。また、阿蘇コシヒカ리는令和元年産米食味ランキングで特Aを取得し、今後も有利な販売が見込める状況であると聞いております。」との意見がありました。

委員より、「趣旨としては賛同したい気持ちがあるが、請願の文面と阿蘇市の実情が異なっており、文中に疑問点もあるため、採択ではなく趣旨採択が望ましいのではないか。」との意見がありました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、採択と趣旨採択で同数となりましたので、委員長採決により請願第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 11ページの下水道事業特別会計の補正予算ですが、2行で「補足説明があり」とありますが、これは下水道の会計の件で消費税関係なんですけれど、詳しい説明があったのかどうかだけお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 五嶋委員長。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） この件に関しまして、担当課より説明を受けて、特別な質疑、意見はなく、原案どおり採決いたしましたとの答弁でございますか。

議長、担当課に説明をお願いしてよろございますか。

○議長（湯浅正司君） ちょっと待ってください。

今は、委員長報告に対する質疑でありまして、担当課に対する質疑ではないと思います。いいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第43号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号「新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願」について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。請願第 1 号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は、委員長の報告のとおり趣旨採択といたします。

以上で、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

この後、11 時から全員協議会を開催いたしますので、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。なお、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議場において全員協議会を行いますので、お集まりをお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午前 10 時 47 分 散会